

都道府県	市区町村名	I 主要保護の認定について		II 平成31(令和元)年度(4月以降)の対応について		II 平成31(令和元)年度(4月以降)の対応について										II 平成31(令和元)年度(4月以降)の対応について			自由記述欄														
		貴市区町村では、平成31(令和元)年4月時点において、主要保護の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いることとしていますか。		1. 主要保護の認定基準への反映について		2. 生活保護基準見直しの影響への対応予定										3. 生活保護基準見直しの影響を受ける人数について																	
		①用いる	②用いていない	①反映させる	②反映させない	年	月	①生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし	④生活保護基準見直し後の生活保護基準(平成30年10月の新基準)に基づき(必要保護の認定基準で非認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準(平成30年9月以前の基準)に基づく(必要保護の認定基準)により再認定	⑤生活保護基準に掛ける係数を従来より高い倍率に引き上げて認定(生活保護基準の1.2倍だったものを1.3倍に引き上げるなど)	⑥生活保護基準を参照して別に、教育委員会や学校で、当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑦その他	(3)⑤その他の内容			(4)③影響あり対応なしの理由(複数回答可)		(5) (4)①③の内容		(1)どの程度の影響が生じる可能性があるか	(2)把握している場合、平成31年3月までは援助対象だったが、平成31年4月以降は援助対象外となった者の人数	(3) (2)把握していない理由									
→IIへ	→III自由記述へ	→2(1)へ	→1(2)へ	→IIIへ	→2(2)へ	→IIIへ	→2(4)へ	→IIIへ	→IIIへ	→IIIへ	→IIIへ	→2(3)へ	→IIIへ	→2(5)へ	→3(1)へ	→2(5)へ	→3(1)へ	→3(2)へ	→3(3)へ	→IIIへ	→IIIへ												
43	43	34	9	10	24	24	24	8	2	0	2	3	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
兵庫県	神戸市	○																															
兵庫県	姫路市	○																															
兵庫県	尼崎市	○																															
兵庫県	明石市	○		○																													
兵庫県	西宮市	○																															
兵庫県	洲本市	○																															
兵庫県	芦屋市	○																															
兵庫県	伊丹市	○																															
兵庫県	相生市		○																														
兵庫県	豊岡市	○																															
兵庫県	加古川市	○																															
兵庫県	赤穂市	○		○																													
兵庫県	西脇市	○																															
兵庫県	宝塚市	○																															
兵庫県	三木市	○																															
兵庫県	高砂市		○																														
兵庫県	川西市	○																															
兵庫県	小野市		○																														
兵庫県	三田市	○																															
兵庫県	加西市	○		○																													
兵庫県	丹波篠山市	○																															
兵庫県	養父市	○																															
兵庫県	丹波市	○																															
兵庫県	南あわじ市		○																														
兵庫県	朝来市		○																														
兵庫県	淡路市	○		○																													
兵庫県	宍粟市	○																															
兵庫県	加東市	○		○																													
兵庫県	たつの市	○																															
兵庫県	猪名川町	○																															
兵庫県	多可町	○		○																													
兵庫県	稲美町		○																														
兵庫県	播磨町	○																															
兵庫県	市川町	○																															
兵庫県	福崎町	○		○																													
兵庫県	神河町	○																															
兵庫県	太子町	○		○																													
兵庫県	上郡町		○																														
兵庫県	佐用町	○		○																													
兵庫県	香美町	○																															
兵庫県	新温泉町	○																															
兵庫県	南あわじ市・洲本市 小中学校組合		○																														
兵庫県	播磨高原広 域事務組合		○																														

平成31年度の基準額設定にあたっては、係数を控え置き、モデル世帯ケースの認定変更により生活保護基準額の引き下げに伴う影響が出ないよう見直しを行った。

係数は変更していないが、モデル世帯を変更する(過去10年間に認定された世帯のうち、各世帯人員で最も需要額が高額となる世帯をモデル世帯とした)ことで、所得基準額を設定し、見直しによる影響が生じないように配慮した。